明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産四四～五二）　一
〔公　告〕
諸事項　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・懲戒の処分関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三六

告示

○農林水産省告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県大月市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大月市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大月市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県大月市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大月市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県大月市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大月市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町阿野字大地二七四、二八一、二八二の一から二八二の三まで、二八六の一、二八六の二、二九五から二九七まで、二九八の一、三〇一の一、三〇二、三〇五、三〇六、三一一、三一二の一、三一二の二、三六八、三六九、三七二の一、三七二の二、四二六、四三二、四四七、四五五、四五八の一、四五八の二、四六二、四六三、四七一、五六八、五七七の一、五七七の二、五九二から五九五まで、六〇七、六〇九の一、六〇九の二、六四一の一、鬼籠野字猪ノ頭三〇九から三一二まで、三一三、